

## 令和 7 年度の実地調査及び立入検査計画（案）

令和 7 年 3 月 ● 日  
個人情報保護委員会

### 1. 個人情報の保護に関する法律に基づく実地調査及び立入検査

#### (1) 実地調査及び立入検査実施方針

- 行政機関及び独立行政法人等に対しては、個人情報の保有状況やその機微性等を踏まえ調査対象機関を選定し、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）に基づき、行政機関及び独立行政法人等における個人情報等の取扱いに関する事務の実施状況について、計画的な実地調査を実施する。
- 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）に対しては、過去の漏えい等事案の有無やその規模、過去の実地調査の結果、施行状況調査の結果等のリスク評価に有用な情報を分析し、優先度付けした上で、その中から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「マイナンバー法」という。）に基づく立入検査との一体性や実地訪問の効率性、地域バランス等も加味して選定し、個人情報保護法に基づく計画的な実地調査を実施する。
- 上記の計画的な実地調査は、マイナンバー法に基づく立入検査と一体的に行うことにより、効率的かつ効果的に実施する。
- 上記のほか、漏えい等事案の報告、個人情報保護法に関する総合的な案内所に寄せられた情報等を踏まえ、必要に応じ、随時に行政機関、独立行政法人等及び地方公共団体等に対する実地調査並びに民間事業者に対する立入検査を実施する。

#### (2) 実施予定数

行政機関、独立行政法人等及び地方公共団体等 約 50～60 件。

### 2. マイナンバー法に基づく立入検査

#### (1) 立入検査実施方針

- 行政機関、独立行政法人等、地方公共団体情報システム機構（以下「行政機関等」という。）に対しては、マイナンバー法及び特定個人情報の取扱いの状況に係る行政機関等に対する定期的な検査に関する規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 2 号）に基づき、行政機関等が保有する特定個人情

報ファイル（個人番号関係事務に係るもの等を除く。）に記録された特定個人情報取扱状況について、定期的な立入検査を実施する。

立入検査の実施に当たっては、これまでの立入検査で把握した各機関の個人番号の管理状況、各機関の規模、特定個人情報の取扱量及び漏えい等事案の有無等を踏まえ、メリハリのついた立入検査を行う。

- 地方公共団体等に対しては、過去の漏えい等事案の有無やその規模、過去の立入検査の結果、定期的な報告の結果等のリスク評価に有用な情報を分析し、優先度付けした上で、その中から、個人情報保護法に基づく実地調査との一体性や実地訪問の効率性、地域バランス等も加味して選定し、マイナンバー法に基づく計画的な立入検査を実施する。
- 上記の計画的な立入検査は、個人情報保護法に基づく実地調査と一体的に行うとともに、特定個人情報保護評価書に記載された内容を基に検査観点を事前に整理する等、効率的かつ効果的に実施する。
- 上記のほか、漏えい等事案の報告、苦情あつせん相談窓口に寄せられた情報等を踏まえ、必要に応じ、随時に立入検査を実施する。

## (2) 実施予定数

行政機関等及び地方公共団体等 約 50～60 件。

(注)本計画は、漏えい等事案の発生その他の状況により、変更することがある。

(参考)

### ○個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）（抄）

（報告及び立入検査）

第 146 条 委員会は、第 4 章（第 5 節を除く。次条及び第 151 条において同じ。）の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者、匿名加工情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者（以下この款において「個人情報取扱事業者等」という。）その他の関係者に対し、個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報又は個人関連情報（以下この款及び第 3 款において「個人情報等」という。）の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該個人情報取扱事業者等その他の関係者の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、個人情報等の取扱いに関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2・3 （略）

（資料の提出の要求及び実地調査）

第 156 条 委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長等（会計検査院長を除く。以下この款において同じ。）に対し、行政機関等における個人情報等の取扱いに関する事務の実施状況について、資料の提出及び説明を求め、又はその職員に実地調査をさせることができる。

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）（抄）

（委員会による検査等）

第 29 条の 3 特定個人情報ファイルを保有する行政機関、独立行政法人等及び機構は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、当該特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の取扱いの状況について委員会による検査を受けるものとする。

2 （略）

（報告及び立入検査）

第 35 条 委員会は、この法律の施行に必要な限度において、特定個人情報を取り扱う者その他の関係者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該特定個人情報を取り扱う者その他の関係者の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、特定個人情報の取扱いに関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2・3 （略）

○特定個人情報の取扱いの状況に係る行政機関等に対する定期的な検査に関する規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 2 号）（抄）

（委員会による検査）

第 2 条 個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）は、おおむね 1 年から 4 年ごとに、行政機関、独立行政法人等及び地方公共団体情報システム機構が保有する特定個人情報ファイル（次に掲げるものを除く。）に記録された特定個人情報の取扱いの状況について検査を行うものとする。

一～四 （略）

2 （略）